



## 別表十の二の記載の仕方

### 1 収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

(1) この明細書は、法人が措置法第68条の73第1項、第2項又は第7項（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）の規定の適用を受ける場合（震災特例法第26条の4第1項の規定によりこれらの規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。

なお、この場合には、措置法規則第22条の65第3項（震災特例法規則第13条の3第3項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（収用換地等の場合の所得の特別控除に係る添付書類）に規定する書類（いわゆる買取証明書等）の添付が必要とされます。

(2) 「公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日2」には、公共事業施行者から交付を受けた証明書に記載されている買取り等の申出の年月日を記載します。

(3) 「特別控除に係る交換取得資産の価額6」には、特別控除の適用がある交換取得資産について、その時価の額を記載します。

なお、土地区画整理事業、新都市基盤整備法による土地整理、土地改良事業等の施行に伴う換地処分により取得した土地等又は施設住宅の一部等及び市街地再開発事業の施行により取得した権利変換資産又は収用の対償としての建築施設の部分の給付を受ける権利（以下これらを「特別控除の適用のない交換取得資産」といいます。）については、特別控除の適用がありませんから御注意ください。

(4) 「譲渡資産の帳簿価額8」には、譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額（減価償却超過額がある場合には、これを帳簿価額に加算する等税務計算上の金額）を記載します。

この場合において、資産の一部の譲渡等をしたときは、その資産のうち譲渡等をした部分に対応する金額を記載します。

(5) 「同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額9」には、特別控除の適用のない交換取得資産と補償金等とを取得した場合には「譲渡資産の帳簿価額8」の金額に次の算式により計算した割合を乗じて計算した金額を記載し、その他の場合には「譲渡資産の帳簿価額8」の金額を記載します。

（算式）

取得した補償金等の額(5)

取得した補償金 + 特別控除の適用のない  
等の額(5) + 交換取得資産の価額

(6) 「支出した譲渡経費の額10」には、譲渡資産の譲渡に要したあっせん手数料、謝礼、仲介料その他譲渡等に関して支出したすべての費用の額を記載します。

(7) 「同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額13」には、特別控除の適用のない交換取得資産と補償金等とを取得した場合には「差引譲渡経費の額12」の金額に(5)の算式により計算した割合を乗じて計算した金額を記載し、その他の場合には「差引譲渡経費の額12」の金額を記載します。

(8) 「当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額15」には、前期以前において措置法第64条の2第1項又は第68条の71第1項（収用等に伴い特別勘定を設けた場合の特例）の規定により、その前期以前の各期のうち同一の年の属する期間中に収用換地等があったすべての資産（特別控除

の適用のない交換取得資産を除きます。）について特別勘定を設けた場合で、その特別勘定の金額の全部を取り崩して措置法第68条の73第7項の規定の適用を受けるときに、別表十三（四）の「当期中に益金の額に算入すべき金額31」の金額を移記します。

(9) 「当該資産の譲渡をした連結法人が当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額16」には、その譲渡等のあった日の属する年において譲渡した資産が2以上あり、これらの資産の譲渡について措置法第68条の73第1項、第2項又は第7項（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）の規定（措置法第65条の2第1項、第2項又は第7項の規定を含みます。）の適用がある場合（震災特例法第26条の4第1項の規定により措置法第68条の73の規定の適用がある場合又は震災特例法第19条第1項の規定により措置法第65条の2の適用がある場合を含みます。）において、任意の順にこれらの規定の適用を受けるものとして他の資産の譲渡につき既にこれらの規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときに、これらの金額の合計額を記載します。

### 2 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書

(1) この明細書は、法人が措置法第68条の74から第68条の76までの規定の適用を受ける場合（震災特例法第26条の4第2項の規定により措置法第68条の75の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。

なお、この場合には、事業施行者から交付を受けた買取り等があったことを証する書類その他の措置法規則第22条の66第1項、第22条の67若しくは第22条の68又は震災特例法規則第13条の3第4項（特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除に係る添付書類）に規定する書類の添付が必要とされます。

(2) この明細書の各欄は、1の「収用換地等の場合の連結所得の特別控除に関する明細書」の記載の仕方に準じて記載します。

### 3 資産の譲渡に係る特別控除額の損金不算入に関する明細書

(1) この明細書は、連結法人が措置法第68条の77（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「当該資産の譲渡をした日の属する年における資産の譲渡につき、当期前の連結事業年度において5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定の適用を受けた金額の合計額42」には、その譲渡等のあった日の属する年において当該譲渡等を行った連結法人又は他の連結法人が他の譲渡等を行っており、当該他の譲渡等につき当期前の連結事業年度において措置法第68条の73第1項、第2項又は第7項、第68条の74第1項（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）、第68条の75第1項（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）又は第68条の76第1項（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）の規定の適用がある場合（震災特例法第26条の4第1項又は第2項の規定により措置法第68条の73又は第68条の75の規定の適用がある場合を含みます。）において、既にこれらの規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額があるときに、これらの金額の合計額を記載します。